## 令和6・7年度 埋蔵文化財調査受託者の資格基準

この資格基準は、焼津市において次の埋蔵文化財発掘調査業務を委託発注するために必要な要件を定めるものとする。

- ①埋蔵文化財発掘調査(準備作業から記録報告書作成までを含む)
- ②土木工事現場における遺物の採取や遺構を記録するための立会い調査
- ③試掘·確認調査
- 1 埋蔵文化財発掘調査を実施することができる器材・組織(体制)を有する法人であること。
- 2 次の区分ごとの有資格者を1名以上有し、かつ、別添「埋蔵文化財発掘調査受託者の資格基準審査表」区分2の合計が250点以上及び、区分1、2の合計450点以上に適合していること。ただし、下位の資格者は、上位の資格者のなかから充てることができる。

|     | 区分    | 業務範囲   | 資 格   | 実務経験   | 備考              |  |
|-----|-------|--|---|--|-----------------|--|
| (1) | 主任調査員 | ①埋蔵文化財発掘調査業務の一切の業務を主体的に行うこと②複数の埋蔵文化財発掘調査業務にあたる調査員を指揮・監督し、調査進行を管理すること       | 大学(4 年制)もしく<br>は大学院で考古学<br>(史学)を専攻した者<br>または<br>行政等の文化財担当 | 60 月以上<br>かつ<br>発掘調査報告書<br>の執筆歴                              |                 |  |
| (2) | 調査員   | ①埋蔵文化財発掘調査業<br>務を主体的に行うこと  | 機関で5年以上経験<br>のある者   | 36 月以上<br>かつ<br>発掘調査報告書<br>の執筆歴                              | 自社正規<br>社員であること |  |
| (3) | 補助調査員 | ①主任調査員もしくは調査員の指示の下、埋蔵文化財調査を実施すること②土木工事現場における遺物の採取や遺構を記録するための立会い調査を主体的に行うこと | 大学(4 年制)もしく<br>は大学院で考古学<br>(史学)を専攻した者<br>その他の者            | 24月以上<br>36月以上<br>かつ<br>発掘調査報告書<br>の執筆歴または<br>報告書作成業務<br>に従事 | ~ ~ C           |  |

※実務経験(実働月数)=任意団体である調査会での臨時職員・学生時代のアルバイト等を含む。

- 3 焼津市の競争入札参加資格について、下記の種別に登録した業者であること。 (種別): 委託
- 4 この資格基準は、令和6年1月16日より適用する。